

平成29年第10回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成29年9月11日（月） 10時開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 14人

古城 義郎（会長）
内田 浩明（副会長）
畑田 香織
前田 博礼
徳山 孝介
成徳 親幸
中尾 純一
濱崎 仁道
山川 英昭
福田 榮一
前田 真也
濱田 陽子
山中 一知
上田 清史

欠席委員 なし

農業委員会事務局出席者

局 長 米田 靖彦
次 長 渡邊 宏
書 記 田中 雅之
書 記 大久保 智幸

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）
議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
報告第30号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について
報告第31号 農地法第3条の3第1項の届けについて
報告第32号 許可書返納届について
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より平成29年第10回の総会を開催いたします。本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題12件、報告6件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第45号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 1ページ、議案第45号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

（申請人）川登の個人

（土地の所在地）川登の畑、面積20㎡、現況畑

（転用目的）宅地拡張、第1種農地で既存の施設の拡張

場所ですね。ここの家のちょっと裏側ですね、ここです。ここの土地をですね、ここの家から息子さんの家を繋ぐっていうか、ということで計画が出ております。

事業計画書をご覧ください。事業目的が、息子が帰ってきて部屋が無いので、ということで家を増築したいということでそれに伴う農地転用。要は木造の家をそのまま繋ぐ。で、あの、基本的に元々ある家をそのまま利用することですので、排水とかですね、その辺の変更はございません。既存のやつを使うということです。特に問題が無いような転用だと思っております。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するかどうかを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第4条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。それでは担当委員、説明をお願いします。

委員 はい、ええと他の委員と一緒に見に行ってきましたが、別にあの、自分の土地ですので、排水のどうのもの何も関係ないと思われまますので、何も問題無いと思われまます。よろしくをお願いします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第46号農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 2ページ、議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

8件です。

受付番号1

(譲渡人) 荒尾の個人

(譲受人) 荒尾の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 31 m²、現況畑

(転用目的) 駐車場、第3種農地で用途区域内農地、始末書添付

ここはあの、本人さん達もちょっと農地法をようと知らなかったということですね、始末書のほうが出とります。そういった状況です。

事業内容も、もう一緒ですね。結局この駐車場がですね、駐車場を作るために宅地拡張という形になっております。畑もですね、ちょっとありますけども、しっかりとブロックしてあってですね、特に問題のあるような所ではないと思います。計画のほうは省略します。

受付番号2

(譲渡人) 荒尾の個人

(譲受人) 熊本県玉名郡南関町の個人外1名

(土地の所在地) 東屋形二丁目の畑、面積 31 m²、現況畑、外2筆、合計 478 m²

(転用目的) 一般住宅、第3種農地で用途区域内農地

事業計画書をお願いします。事業面積が 478 m²で木造合金メッキ鋼板ぶき住宅ですね。建築面積が 241 m²、駐車場に 65.92 m²、それと庭に 170.49 m²を作るという計画で上がってます。当然生活雑排水は、もう上下水道が通っておりますのでそちらのほうへ流すということで、元々住宅として開発された地区

ですので特に畑とかへは影響は無いと思います。以上です。

受付番号 3

(譲渡人) 菰屋の個人

(譲受人) 菰屋の個人

(土地の所在地) 菰屋の畑、面積 0.35 m²、現況樹園地

(転用目的) 進入路、第 2 種農地

果樹園に向かう通路の脇に農地がありまして、こっちが農地なんですけども、ここをですね拡張したいと。で、ここはちょっとこうガタガタ、この家がですね、家がここにありまして、この家の進入路としてちょっと拡張するという事で転用申請が出ております。

事業計画のほうをお願いします。ここが少しだけ農地が残ったんですね。こっちのほうは農地残ったんですね、先のほうが。で先のほうが農地残ったって、この辺からずっと拡張してですね、僅かですが拡張して行って先のほうの農地に引っ掛かるとというような形で計画が出とります。で基本的にはもう元々進入路として使われていた道路ですので、特に問題のある所ではございません。以上です。

受付番号 4

(譲渡人) 宮内の個人

(譲受人) 熊本県阿蘇郡西原村の不動産業を営む法人

(土地の所在地) 東屋形一丁目の畑、面積 220 m²、現況畑、外 1 筆、合計 440 m²

(転用目的) 貸駐車場、第 3 種農地で用途区域内農地

消防署の南側、サービス業施設の裏側の農地になります。これがサービス業施設ですね。で、丁度ここが施設の裏側の農地です。で、ここ真正面が丁度消防署にあたります。角度を変えるところといった感の、ちょっと木が、果樹ばちょっと植えてある農地というところです。特にこの周辺に他の農地は無い所です。

事業計画のほうを確認します。貸駐車場として 10 台、この図面から見ますと 10 台作ると、建物側のほうですね、作るという計画で出とります。住宅街で駐車場の利用もあるんじゃないかな、というところで、特にもう造成して、特に整備してですね、駐車場を作りたいということで。周辺に農地もございませんので特に問題は無いのかな、というところです。

受付番号 5

(譲渡人) 宮内出目の個人

(譲受人) 宮内の個人

(土地の所在地) 宮内出目の田、面積 25 m²、現況雑種地

(転用目的) 宅地拡張、第 3 種農地で用途区域内農地、始末書添付

市役所通りの沿道、この家の一角になります。ここがですね、家を建てなはったんですけども、後々測量してみたらここですね、ちょっと農地が引っ掛かっとならしくてですね。それが後で分かったということで、今回この引っ掛かった部分をですね、きちんと申請をし直すということで申請が上がっております。一応ほとんどこのままですね、計画の変更はございませんので、特に工事等ございませんのでこのままの状態です。事業計画のほうはこれで説明を省かせていただきます。

受付番号 6

(譲渡人) 大島町三丁目の個人

(譲受人) 万田の個人外 1 名

(土地の所在地) 日の出町の畑、面積 10 m²、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第 3 種農地で用途区域内農地

荒尾郵便局西側の一角。これが今回の申請の農地であります。丁度これが荒尾郵便局です。荒尾郵便局からまっすぐ住宅街を来た所ですね。場所はこんな感じですが。ここは宅地と農地を一緒に利用するというので、こっちは宅地なんですけども、ここに農地がちょっとこう、今回する分で農地が一つ絡むっちゃうことで、農地は分筆してですね、転用するという形になってます。

事業計画のほうを見てみたいと思います。申請地は 10 m²、既存の宅地が 208.25 m²と 15.80 m²、それと農地の 10 m²を合わせて住宅を建設すると、木造 2 階建を建設するという計画になります。当然ここも住宅街ですので公共下水道のほうは通っております。で、まあ見たとおり畑がですね、ほとんど無いと、隣接する畑が無いという所となっております。以上です。

受付番号 7

(譲渡人) 宮内出目の個人

(譲受人) 熊本県玉名市の不動産業の法人

(土地の所在地) 宮内出目の田、面積 343 m²、現況畑、外 4 筆、合計 417.99

m²

(転用目的) 駐車場、第3種農地で用途区域内農地、始末書添付

場所は市役所近くの駐車場と。既に駐車場として、前の所有者の方が駐車場で貸してから、しとんなはったと。それで今回相続しなはった方が、それ判明してですね、今回修正するという形になっとります。市役所の線路沿いの所から入った所になります。で、農地が丁度ここになります。ここからここが農地です。で、ここがもう前の所有者の方がそのまま店舗に貸して、駐車場として転用してあったと。で、それで相続した方がそれ分かってですね、今始末書付けて転用されると。基本的には無断転用ですけども、今回申請された方、した方はもう亡くなっておられるので。そういう状態です。計画としてもですね、駐車場として利用してあるってことですね。

委員 まだ農地になっとると。

事務局次長 それ、結局無断転用です。だけん始末書ば付けてある。だけんあの前の方が農地法をよう知っとったか知らんだったか知らんですけど、店舗に「よかですよ」で貸してなはって、そこばもうアスファルトにしてあつとですね。

議長 一部だけは転用の、もう取っとっちゃろ。

事務局 計画図外の1筆について既に転用許可が出ているのですが、それも一体の計画として申請が上がっております。

事務局次長 まあ後で分かったちゅうか、貰った人がですね。

議長 相続して、でもこがんやって。

事務局次長 そうです、結構多かです。だけん。

議長 知らんやったでしよらしたけんがちゅうことで。

事務局次長 だけんまあ今回の申請者には特に責任は無かというかですね、そういう形になると思います。事業計画も今説明したとおりですので省かせていただきます。

受付番号 8

(譲渡人) 大島町三丁目の個人

(譲受人) 荒尾市の自動車販売業の法人

(土地の所在地) 万田の田、面積 625 m²、現況田

(転用目的) 駐車場、第3種農地で用途区域内農地

場所は208号線沿いにある自動車販売店に隣接した農地になっております。今回このほうをですね、これから事業拡張に伴ってですね、駐車場があるということで、ここに駐車場を作りたいということで申請が上がってます。

事業計画書をお願いします。図面を見ていただくとですね、現在の、先ほど説明しましたとおり建物の横に沿っている形ですね、駐車場を作りたいというものであります。駐車場がちょっと不足しているという状況で、駐車場の申請があっております。台数が大体最大で20台になります。で、まああの駐車場ですので排水とか、基本的には無いんですけど、雨水とかその処理は、今既存施設のほうに設置しているほうの雨水槽ですか、そっちのほうと一緒に流すということで、特に他の所にですね、水が流れることは無いということでの計画となっております。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「所有権移転」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 では私のほうから。別の方の土地を譲受人が購入されたということで、市屋のガードン所の下の新しか道の所で、これ前から、もう大分前からですね、あそこの入り口までは道が出来てたんですけども、市屋んガードの所はまだ開通してなくてですね、そこん所はもう道が出来とったんですよ。で、その譲渡人から譲受人が、ずっと購入されてたみたいですね。それで金もやって、ああよかよか、ということで、もう埋めらしたそうです。で、こういう手続きがあるということは全然知らなかったみたいですね。何か説明ばしてから、農業委員を通して、ああこがんとは知らんやったんですけどいってというような感じで。問題無いと思えます。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 はい、あのここはですね、あの荒尾駅前の所で、柿の木が植わった状態でした。まああの持ち主さんがこの前亡くなられて、もう配偶者の名義になつてるとは思いますけども、処分するという感じで売られたと思います。まあ、周りが住宅地なので、もうそういう感じで何も問題ありません。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3号について、担当委員をお願いします。

委員 はい、私が。あの別の委員と見に行きましたけど、まあ道路拡張ということで、そのうちの一部分が農地が入ってるそうです。先のほうのほんの少しが農地だそうです。

事務局次長 こっからずっと拡張するごたる感じですね。

委員 はい。で、まあ何も問題ある所ではございませんので、よろしくをお願いします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして4号について、担当委員をお願いします。

委員 はい、ええとここがあの、周りが住宅地であの、ま、みかん、びわ等が真ん中、中央に植わっていてまあ、雑種地も雑草が手入れが行き届かない、写真見ても分かるように手入れが行き届かないみたいなので、まあ周りの人も助かるんじゃないかということで、いいんじゃないですかと思いました。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？

委員 ええと、この譲受人法人の事業形態というか、そういうのをちょっと分かる範囲で教えてもらえたら。

事務局次長 定款のあったろ。あのですね、このサービス業施設の経営者ですもん、確か。このサービス業施設の関係者です。

委員 それをそんな時言うてもろたら。

事務局次長 すいません。

委員 いや阿蘇のね、阿蘇の会社てから、何でそういう所に。事業展開ばね、駐車場とか何とかしよんなはる所かな、と思ってからね。管理とかできるとかなって。

事務局 法人登記のほうの目的で、不動産の売買、賃貸、管理、保有並びに運用とあるので、駐車場も入ってきます。

事務局次長 昨日調べよってからです、ここ一昨日くらい調べよってからことね、分かったっです。

委員 分かりました。

議長 サービス業施設が買うっちゃうことやね。

議長 よろしいですか？他に質問はありませんか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして5号について、担当委員をお願いします。

委員 5号議案ですけれども、このマンホールが測ってみたところ2ヶ所出ているんですけれども、申請者代理人行政書士に来てもらってですね、これはどういうことですかと、購入した時に何ではみ出たんですかと聞いたんですけど、来られた方も何ではみ出たのかな、とっていて。いや、普通これだったら、出と

っじゃなかと文句言うのが普通、当たり前じゃなかですか、と言ったところ、来られた方は、何かお寺の住職さんみたいで昔から口約束でこられたみたいですね。ああ、いいですよって。だからもう、昔から畑があって、いっぱい土地ば持っておられて、あんまりそういう気にしなかつたんかと。で、今回この土地を売買されるみたいで、買われる方が測量したところ出てるなあ。それを持とうとする方が買われるということで、そういうことだったら家ん所で権利が発生してるんじゃないかなと思います。まあそういうことで今回、まあスムーズに行ったからいいようなものを、最初の、そういう登記とかそういう時には、両者立ち会ってピシャッとせんと大変なことになるなと思いましたもので、境界とかいろんなことはしっかりしとかんといかん、と思いました。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして6号について、担当委員お願いします。

委員 ええと、ここもですね、あの後で出て来るとは思いますけど、まあ微々たる所ですけど後で出て来る所と関連しとります。こっちんほうは多分宅地だったと思います。上り口、壊された、家を壊して宅地になつとる状態やろと思います。その先がちょっとかかっつたつかもしれん。また後で、また奥のほう申請にまた出とりますのでよろしく。6号は何も問題無いと思います。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして7号について、担当委員お願いします。

委員 私のほうから説明させていただきます。行政書士の方とあと一人来られまして確認していただきました。で、これは譲渡人の方がそこへ来て、今回の以前の地権者の方が商業施設のほうに貸しておられたのを、今回売却するというので今回の話になったところですが、そのままの埋立地を売却するというので、全然土地はこなしはしないそうです。あの、埋めたり広げたりとかですけれども。始末書が出てたということで、今回どういうことになつとな、ということで確認しましたが、何か農地を更地にされてたということで、前

回前所有者の、亡くなった前の方がされてたということですので、今回の譲渡人がされたわけじゃないからね、と仕方ないなということで、まあ私としてはどうにもこうにも仕方ないかな、ということで、まあよろしくお願いします。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきまして、もう始末書も出とりますけど、ご意見、ご質問は無いでしょうか？

委員 やっぱそういう場合、罰金とかは無いわけね。

議長 罰金とかは無いです。

委員 始末書でよかわけね。

事務局次長 ええとですね、正確に言うならば、あります。ただしそれはきちんと手続きを打ってですね、法人だったら億単位です。

委員 例えばこういうときに、前任者が本当は罰金せなんとですね。

事務局次長 基本的にそがんなつです。

議長 罰金もしくは原状回復ですたいね。ただ原状回復ていうことで今まであったことは無いそうです。県でも。ある程度始末書でっちゅうことで、はい。

事務局次長 かなり悪質な場合はですね、あるんですけど。

議長 そういったふうな規定というか法律はありますが、罰金も無いし原状回復しなさいというのも無いそうです。

以後、今回申請されている土地の売買価格について情報交換が行われた。

議長 よろしいですか？他に質問はありませんか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして8号について、担当委員をお願いします。

委員 ええと8号は所有権移転、駐車場ですね。ええとこれはあの、自動車販売店が、これはですね、現場に行って、担当者と会って、現場を確認したところ、あの土地はですね、担当者の言うこつには半端じゃなかつたですよ、木が植わって、隣が整備工場で塗装なんかした時にニスとかあがんとがいっぱい飛んできて、以前はうちで切りよったけれども塗装も何もかんもされんというような感じですね、向こうと話して切り出しましたということでした。で、そこにあるのは里道だそうです。一般市道ではなく里道で、軽が通って行かれるような、奥のほうに神社がありますけれども、軽がようやく通って行かれる。そこにはL型ブロックがこうしてから、そのちいっと真っ直ぐじゃないけれども斜めになっているけど、まあ引き込んで一番北の所から斜めを真っ直ぐにしてほしい方がよかですな、そのほうがよかですよと言ったところ、後が大変だから真っ直ぐします、と話しました。で排水溝が油分とか分離して流すごつしてありますので、問題無いかと思えます。以上です。

議長 はい有難うございました。ではこれ、里道に関してもちゃんとしなはるちゅうことですね。

委員 ちゃんと、あの、そんなに高くないけんがするそうです。

議長 わかりました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第47号農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 7ページ、議案第47号 農地法第5条の規定による農地等の「使用貸借権設定」許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

(貸渡人) 下井手の個人

(借受人) 熊本県玉名郡長洲町の貸渡人の孫

(土地の所在地) 下井手の畑、面積143㎡、現況畑、外1筆、合計158㎡

(契約期間) 平成29年8月30日～平成49年8月30日の20年

(転用目的) 一般住宅、第2種農地

場所確認します。これが貸渡人の所のご自宅です。で、ご自宅のですねこちらのほうですね、この辺にお孫さんの家ば建てるちゅうことで申請が上がっております。まあ、もう庭になつとるといふかですね、ただまあ特にいじってあるわけじゃなかですね。その上に植木とか何か置いたりとかしてるとかで、特に違反ちゅうことじゃないかな、というところで。

計画です。事業計画書をご覧ください。ここに書いてますとおり、お孫さんがおばあちゃん所の家、一緒に住むわけではないですけど、おばあちゃんの土地に家を建てて住むということで、建物が軽量鉄骨の二階建て、建物が119.13 m²となっております。雨水は道路のほうの側溝に流すと、汚水と家庭の雑排水については合併浄化槽を設置し荒尾市の側溝のほうに流します、という計画になっております。以上です。

受付番号2

(貸渡人) 大島町三丁目の個人

(借受人) 大島町三丁目の貸渡人の子

(土地の所在地) 日の出町の畑、面積147 m²、現況畑

(契約期間) 平成29年10月15日～平成49年10月14日の20年

(転用目的) 一般住宅、第3種農地で用途区域内農地

事業計画のほうをご覧ください。申請面積が、農地が147 m²と既存宅地も含めて214.16 m²を足してですね、361.16 m²の土地に木造二階建ての93.71 m²を1棟建てる、駐車場4台分、生活雑排水、汚水は公共下水に流します、というような計画で上がっております。以上です。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「賃貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 ええと現地を見てきましたが、ええと畑というよりも屋敷の庭というような形でしたが、ええまあお孫さんが帰って来るちゅうことで問題は無いかと思

います。ただこれ、農地やけん建てられっつですか、農地を転用したけん建てられる。これが屋敷内で宅地だったら建て替えて母屋を壊さななどかて。

事務局次長 何ですか？え？

委員 前は屋敷内に家ば建つんなら、母屋は建て替えるようなことがあったような、昔は。

事務局次長 そがんなつとったですか？

議長 いや？まあここは2種（農地）やけんよかっちゃなかですか？

事務局次長 あ、それはあれですか、農家の家ってことですか？

委員 農家住宅で。

事務局次長 農家住宅ですね、その規定、今無いです。調整区域があった時の話ですね。その頃は跡継ぎが調整区域で建てられるけんがちゅう特例があったですたいね。その特例としてそういった条件があったんですけど、今調整区域、線引きが無くなってますんで。

委員 それももう無いわけ？

事務局次長 無いです。

委員 ならもう関係なし。

事務局次長 関係ないです。農地法できちんと合う農地であれば、転用可能な農地であればもう建てれる。

議長 2種（農地）やけんね。

事務局次長 2種（農地）です。

委員 だけんまあ問題無い。

議長 問題無いと思います。

事務局次長 昔は確かにそがんかとが思ったと思います。

委員 はい、分かりました。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして2号について、担当委員をお願いします。

委員 はい、ええとここも住宅地で農業関係にはもう差し障るところはありません。周りも家ですので、何も問題無いと思います。多分ここはお子さんか何かに建てらすとやろてな思います。以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第48号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成29年9月15日の公告予定です。今回が9回目の利用権設定となっております。

別紙1ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。所有権移転の畑1,579㎡、所有権移転の合計が1,579㎡、今回の利用集積計画合計が1,579㎡となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第1回からの累計で74,539㎡となります。

1 件目

所有権移転です。

（譲受人） 熊本県玉名郡長洲町の個人

（譲渡人） 荒尾市の個人

（所有権を移転する土地） 菰屋の畑、面積 887 m²、外 2 筆、合計 1,579 m²
利用目的はなす、無償譲渡です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 はい有難うございました。これは確かおばあちゃんとお孫さんちゅう関係ですね。これはあの先月ですね、認定新規就農者ちゅう形でですね申請が outcome しまして、ええ審査を行った方です。

以降、譲受人について情報交換が行われた。

議長 よろしいでしょうか？

— （ 「はい」 の声あり ） —

議長 では議案第 4 8 号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第 3 0 号から報告第 3 2 号について報告が行われた。

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

委員 3 0 号の、(農地法) 1 8 条 (合意解約) っておりますけどですね、1 8 条の規定による合意解約、解約ってことは以前双方で土地を貸してたのが、期限が来たから返すということですか？

議長 これは期限が来てないです。

以降、農地の貸借権及びその解除についての規定について、事務局が説明を行った。

議長 ほかにございませんか？

— （ 「なし」 の声あり ） —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 定例会資料の回収について
- 農業委員会の新委員紹介記事の、広報あらおへの掲載報告について
- 全国農業新聞の購読について
- 九州北部豪雨災害に対する義援金の支出報告について
- 農地意向カードについて
- 農地利用状況調査の日程について

議長 それでは、これもちまして平成29年第10回定例会を終わります。

閉会：11時25分

閉会后、農地法について農業委員の研修を行った。